

会 議 録

会議の名称	第1回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	令和7年5月12日(月) 13時30分～14時10分
開催場所	大牟田市役所新館3階 302会議室(経営会議室)
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 湯村 しおり(会長職務代理者) 瀬口 小百合 田中 雅美 三宅 順子
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 村上 陽子 同 主査 石橋 陽一 同 担当 吉光 利恵
会議次第	1 議事 ① 保有個人情報の取扱いについて(報告) ② 個人情報取扱事務の届出について(報告) ③ 個人情報ファイル簿について(報告) ④ 令和6年度運用状況について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 保有個人情報の取扱いについて報告した。 ② 個人情報取扱事務の届出について報告した。 ③ 個人情報ファイル簿について報告した。 ④ 令和6年度の運用状況について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①保有個人情報の取扱いについて、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	3ページの外部提供の表の上から2番目と3番目の納税課「照会回答事務」の利用目的に「実態把握のため」とあるが、「滞納処分のため」等の目的が決まっているのではないか。 個人情報の利用目的として「実態把握のため」といった漠然とした内容ではいけないと考える。 前回の審議会の際にも指摘をしたと思うが、いかがか。
事務局	原課から提出された資料には「実態把握のため」と記載されている。
委員	「実態把握のため」という表現は変更された方がよいと考える。根拠法の国税法は「滞納処分のため」でよい

	<p>と思うが、地方税法も「滞納処分のため」でよいのか。原課から提出された報告書には記載はないのか。</p>
事務局	<p>原課からの報告書に記載はない。 「実態把握のため」という記述に関しては、前回の審議会の中でも委員から確かにご意見をいただいていたが、担当課へ十分な周知ができていなかった。 再度十分な周知、修正を行っていく。</p>
会長	<p>他に質問や意見はないか。</p>
委員	<p>4ページの保護課の報告について、情報の提供先がいくつかあるようだが、その中の公安委員会に報告した個人情報事項はどの項目にあたるのか。 提供した情報をまとめて記載されているため、市税対応で提供した情報も含まれているようだ。 道路交通法第51条では提供できない情報も含まれているようなので、確認をしたい。</p>
事務局	<p>保護課からの報告資料上では、公安委員会以外に報告した内容がまとめて記載されているため、資料上からは読み取ることができない。原課に確認をし、整理をする。</p>
委員	<p>必要がない情報を開示すると、情報の漏洩と捉えかねない。道路交通法51条において、生活保護の支給状況等を照会することはできないはずである。 また、子ども家庭課も同様に道路交通法51条に基づき、公安委員会へ提供を行っているが、道路交通法51条において、児童手当・児童扶養手当支給の有無についての照会ができないと考えるがいかがか。</p>
事務局	<p>子ども家庭課においても、報告資料上からは読み取ることができない。原課に確認を行う。</p>
会長	<p>他に質問や意見はないか。</p>
委員	<p>5ページの本人同意の報告については、本人へどのような方法で確認を行っているのか。</p>
事務局	<p>恐らく電話等で確認を行っているのではないかと推測するが、資料上で読み取ることができない。原課へ確認を行う。</p>
会長	<p>今回指摘があった点に関しては、実態を把握していただいて、次回に活かしていただきたい。 他に質問や意見はないか。</p>
委員全員	<p><なし></p>

会長	議事②個人情報取扱事務の届出について、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事③個人情報ファイル簿の届出について、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	新規の個人情報ファイル簿で「大型ごみ等受付管理ファイル」が挙げられているが、以前も挙げっていたと記憶している。こちらのファイル簿は毎年度、新規として挙げなければならないのか。
事務局	担当課に確認をしたところ、個人情報ファイル簿を作成する基準の件数 1,000 件を満たすか否かで判断を迷っており、今回条件を満たすということで新規で計上を行っている。
委員	こちらのファイル簿ははじめて挙げられているという認識でよいのか。
事務局	そうである。
会長	他に質問や意見はないか。
委員	<なし>
会長	議事④令和5年度運用状況について、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	担当課とのやり取りの記録とは録音して渡されたデータの文字起こしを行っているということか。
事務局	録音ではなく、記録を整理したものを出している。
委員	整理された記録の内容に対して、請求者から発言内容と違う等といった指摘を受ける可能性もあると考える

事務局	<p>が、請求者と意見の擦り合わせ等に行っていないのか。</p> <p>当該請求者は市の対応に対し不信感を持っており、担当課の判断で記録を残すという対応を行っている。</p>
会長	<p>トラブルにつながっていないのであれば問題ないと考ええる。</p> <p>他に質問や意見はないか。</p>
委員全員	<p><なし></p> <p>以上で審議会を終了する。</p>